

災害対応の手引き

(令和3年2月3日版)

この手引きは、本人が在宅生活の場合において、担当者の皆様が災害に関連した後見業務を行う際の参考に供するため、作成したものです。防災や気象に関する情報、自治体等の避難に関する情報は、変更される場合がありますので、ご利用の際は、気象庁その他関連のホームページなどで最新のものを確認するようにしてください。

また、本人その他の者との面談等の際には、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症などの感染予防措置をしてください。

目次

第1編	災害発生前の準備等	2
第1	本人の住居等で行う準備等	2
第2	福祉サービス事業所との連携	4
第3	地域との連携	5
第2編	災害が発生しそうな時の対応	7
第1	地震・津波の情報が出た場合の対応	7
第2	台風・大雨に伴う水害への対応	11
第3編	災害が発生したときの対応	13
第1	災害が発生したときの対応	13

第1編 災害発生前の準備等

第1 本人の住居等で行う準備等

担当者が行う本人の住居等で行う準備等として、以下のことが考えられます。

- 1 本人の住居等において、下記のことを確認すること。
 - ① 本人の住居付近の災害の種類毎の自治体の指定した避難場所
 - ② 自治体が指定した避難場所に替わる避難に適した場所（親族、知人宅、自動車での移動先など）
 - ③ 自宅内での避難先（垂直避難）
 - ④ 上記自治体が指定した避難場所、避難場所に替わる避難に適した場所に本人が移動する場合の移動手段や時間
 - ⑤ 自宅内での避難先への移動手段
 - ⑥ 災害時に本人が避難するのを手助け等してくれそうな者の有無
 - ⑦ 本人の住居の耐震性
 - ⑧ 本人の住居内での危険個所（転倒や飛散等する家具や家電製品等の有無）
- 2 本人に対して、或は、本人と一緒に、下記のことを行うこと。
 - ① 避難場所及び避難場所に替わる避難に適した場所への移動手段、移動経路の確認
 - ② 避難情報が出た場合、本人がどのように行動するかの確認
 - ③ 避難行動を取った場合の連絡方法
 - ④ 災害発生時の連絡方法
 - ⑤ ヘルプカードの作成
 - ⑥ 家具等の転倒防止措置（特に寝室）
 - ⑦ 非常持出品の確認
 - ⑧ 食料等の備蓄
 - ⑨ 要支援者名簿掲載及び避難支援等関係者への平常時からの名簿提供についての本人の意思確認（状況に応じて名簿掲載の申請、平常時からの名簿提供の同意書の提出を行ってください。）

第1編 災害発生前の準備等

- ⑩ 関連機関，近隣住民への情報開示の可否についての本人の意思
確認

第2 福祉サービス事業所との連携

担当者が行う福祉サービス事業所との連携として、以下のことが考えられます。

- 関係者（注1）を交えたケア会議などの機会を利用し、災害時を含めた緊急時の対応を協議し、情報を共有（注2）すること。

（注1）関係者

福祉サービス事業所，介護（居宅）ヘルパー，（障害者）相談支援専門員，介護支援専門員（ケアマネージャー），医療機関，訪問看護ステーション等

（注2）情報共有事項 （緊急時の連絡方法・連絡体制の把握）

- ① 携帯電話番号，メールアドレス等
- ② 親族の電話番号
- ③ 避難場所 避難経路
- ④ 災害被害の想定（ハザードマップ等の活用，住んでいる場所においてどのような災害が想定されるか，危険性等について）

福祉サービス事業所においても本人の特徴（身体的）を記録してもらいましょう。

（写真は一つの貴重な資料ですが，個人情報や拒否的な態度を示す人もあり，あくまで本人の了解を基本するものであります。全体像がわかりやすい構図や親しい方とペアでの写真もいいかもしれません。スマートフォンを利用した写真・動画もいいかもしれません。）

第3 地域との連携

避難に支援を必要とする本人やその家族に対し、災害発生前の準備において、地域との連携は不可欠です。

向こう3軒両隣との交流や情報交換が活発に行うことができれば、来る大規模災害に対して、避難行動の支援や安否確認、避難先の情報、発災後の生活支援や原状復旧活動において有効ではあります。

災害発生時に一番声を掛けてくれるのは身近な人、隣り近所の人です。

しかし、現実的には近所の方との関係づくりは不安感を与えるなど難しい課題があります。

担当者は、本人の人生観やこれまでの人生の歩み、隣人や地域との関係性等を十分に踏まえて、地域との連携をおすすめください。災害発生時に、本人に声掛けをしてもらえるような関係づくりが重要です。

担当者が行う地域との連携として、以下のことが考えられます。

- 1 要支援者名簿掲載等の申請、平常時からの名簿提供の同意書を提出すること
- 2 本人住所地の以下の機関の連絡先等を確認しておくこと。
 - ① 民生委員（注1）

資料集5「地域関係機関の問合せ先」の各市の民生委員を所管する部署で確認してください。
 - ② 自主防災組織（町内会）（注2）

資料集5「地域関係機関の問合せ先」の各市の自主防災組織を所管する部署で確認してください。
 - ③ その他（消防団（注3）、近隣、自治会、管理組合等）

消防団については資料集5「地域関係機関の問合せ先」の各市の消防団を所管する部署で確認してください。
- 3 本人の意思を踏まえて避難支援等関係者との情報共有すること

第1編 災害発生前の準備等

（注1）民生委員

民生委員は、住民の生活状態を把握しておくことなどが職務となっていますので、担当者は、災害が発生し、本人が避難又は医療機関等に搬送される等して、発災直後に本人と連絡が取れない場合の安否確認先のひとつとして、業務受任後、事前準備として本人の住所地の民生委員のお名前や連絡先等を資料集5の各市の民生委員を所管する部署で事前に確認してください。

（注2）自主防災組織（町内会）

町内会（自治会）は、一定の地域内に居住する住民が会員となり、相互に協力し、住み良い地域をつくるために活動しており、住民自治組織の基礎となっています。また、地域を適切な規模の組（班）に分けて自主的な活動が行われています。町内会の活動のなかには、自主防災・互助活動がある場合があります。

担当者は、災害が発生し、本人が、救助や避難所へ搬送されたこと等により、発災直後に本人と連絡が取れない場合の安否確認先のひとつとして、業務受任後、事前準備として本人の住所地に自主防災組織が結成されているか各市の自主防災組織を所管する部署で確認してください。

（注3）消防団

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関です。消防団員は、通常は各自の仕事に従事しながら、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆け付け災害防御活動をおこなっており、一般家庭における消火活動、特に地震や風水害等の大規模災害時には、被害の拡大防止に活躍します。

担当者は、災害が発生し、本人が、救助や避難所へ搬送されたこと等により、発災直後に本人と連絡が取れない場合の安否確認先のひとつとして、業務受任後、事前準備として本人の住所地を管轄する分団を資料集5の各市の消防団を所管する部署で確認してください。

第1編 終わり

第2編 災害が発生しそうな時の対応

第1 地震・津波の情報が出た場合の対応

～南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応～

南海トラフ地震については資料集6の「南海トラフ地震について」で確認してください。

ハザードマップ等を活用した津波・土砂災害等の危険性の高い地域や、ブロック塀等日常通行する道路周辺の危険性等をあらかじめ把握しておくなど、普段からの地震に対して気を付けるという心構えを持つ必要があります。

気象庁は、南海トラフで巨大地震が発生する可能性が、ふだんと比べて高まったと評価された場合に「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。とるべき防災対応がわかりやすいよう「調査中」、「巨大地震警戒」や「巨大地震注意」などのキーワードを付けて発表します。

◎津波に対する避難検討の基本事項は、資料集8の「津波に対する避難検討の基本事項」を参照。

◎土砂災害に対する防災対応の考え方は、資料集9の「地震による土砂災害に対する防止対応の考え方」を参照。

「南海トラフ地震防災対策推進地域」の対応表

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
		事前避難対象地域※1	
		高齢者等事前避難対象地域※1	住民事前避難対象地域※1
最初の地震発生から1週間	社会状況を踏まえて日頃からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等
地震発生後2週間以降	通常の生活※2	通常の生活※2	通常の生活※2

※1 津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を「事前避難対象地域」とする。

「事前避難対象地域」は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難を要する地域と、健常者も含む地域のすべての住民が避難を要する地域でそれぞれ検討する。

実際に避難勧告等を発令する単位（町丁目ごとや学区ごと等）を基本として、その発令

単位の中で、津波による被害が想定される「津波浸水想定地域」から健常者の「避難可能範囲」を除いた地域が少しでも含まれている単位全体を「住民事前避難対象地域」とする。

「津波浸水想定区域」から要配慮者の「避難可能範囲」及び住民事前避難対象地域を除いた地域のみが少しでも含まれている単位全体を「高齢者等事前避難対象地域」とする。

※2 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

1 本人の居住地が南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けた地域の場合（注）

（注）岡山県内では、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町内の10市4町が、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていますが、事前避難対象地域ではありません。

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

担当者が行うこととして、以下のことが考えられます。

- ① 該当地域のハザードマップを事前に参照して避難場所の確認すること。

岡山県内市町村のハザードマップは、資料集3の「岡山県内市町村ハザードマップ」のアドレスを参照してください。

- ② 本人と連絡をとって、避難に関して話し合い、行動を促すこと。（体調の確認、移動手段・移動経路の確認、常備薬・着替えなどの日常生活品の準備等）。

- ③ その際、今後、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときには、前記「『南海トラフ地震防災対策

インターネットによる避難場所の検索例

◎岡山市の場合、「岡山市 防災情報マップ 指定避難場所」で検索

◎倉敷市の場合、「倉敷市 避難場所一覧」で検索。

倉敷市では、「浸水時緊急避難場所の設置」として、洪水・高潮・津波の際には、浸水想定区域の外の避難場所への避難が基本ですが、そのいとまがない場合に緊急的に避難する施設として「浸水時緊急避難場所」を設置しています。

連絡先：本庁防災危機管理室防災推進課

電話：086 - 426 - 3131

推進地域』の対応表」に記載されている内容に従って行動することを、また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときには、日頃からの地震への備えを再確認することを説明すること。

- ④ ケアマネジャー・ヘルパー、親族等にも連絡して情報共有を図ること。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
担当者が行うこととして、以下のことが考えられます。

- ① 本人に連絡して、前記『南海トラフ地震防災対策推進地域』の対応表」に沿って行動するよう促すこと。キーマンの親族等の要連絡人との意思疎通を図ること（情報の共有化）。

具体的には、気象庁からの臨時情報が発表された後、県・市町村から住民避難情報が発表されるので、その情報に沿った行動をするよう促してください。

- ② 本人が実際に避難した場合は、避難場所等の概要を事務局に報告すること。
- ③ A B担当者において情報を共有すること。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
担当者が行うこととして、以下のことが考えられます。

- 本人に連絡して、日頃からの地震への備えを再確認するよう促すこと。

2 本人の居住地が南海トラフ地震防災対策推進地域でない場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
担当者が行うこととして、以下のことが考えられます。

- ① 本人が自宅生活の場合は、本人と連絡をとって、避難に関して話し合い、行動を促すこと。（体調の確認、移動手段・移動経路の確認、常備薬・着替えなどの日常生活品の準備等）。

- ② その際、今後、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときには、日頃からの地震への備えを再確認することを説明すること。
- ③ ケアマネジャー・ヘルパー，親族等にも連絡して情報共有を図ること。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

担当者が行うこととして，以下のことが考えられます。

- 本人に連絡して，日頃からの地震への備えを再確認するよう促すこと。

第2 台風・大雨に伴う水害への対応

風水害は、度々大きな被害をもたらしていますが、台風や雨は、気象予報によりある程度時期や規模を知ることができます。

1 大雨や台風が来ると予想される場合の対応

担当者が行うこととして、以下のことが考えられます。

- 本人が居住している地域に大雨や台風がくると予想される場合、その地域の情報を得たうえで、事前の協議で決めた方法で連絡を取り、本人へ情報提供及び避難方法、避難場所の確認をすること。

◎防災気象情報の主な入手方法：資料集1の「おかやま防災ポータル」、同2の「その他の防災気象情報の主な入手先」参照、

◎気象警報・注意報の種類等：資料集10の「気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報について」参照

2 防災気象情報や自治体避難情報が出た場合の対応（警戒レベル等は次頁の表を参照してください。）

担当者が行うこととして、以下のことが考えられます。

- 警戒レベル3，又はそれに相当する情報が出た場合，本人に連絡し（事前の協議で決めた方法による）避難するよう促すこと。

警戒レベル3の情報が出たら『高齢者等避難開始』です。

但し，本人の住居が浸水するおそれがない場所にある場合，土砂災害の警戒区域外である場合など災害に遭うおそれがない場合は，避難行動を促す必要はありません。

第2編 災害が発生しそうな時の対応

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階に整理した表

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当情報（例）
警戒レベル 5	既に <u>災害が発生</u> している状況です。 <u>命を守るための最善の行動</u> をとりま しょう。	災害発生情報 （市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	<u>速やかに避難先へ避難</u> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思 われる場合は、近くの安全な場所や、 自宅内のより安全な場所に避難しま しょう。	避難勧告 避難指示（緊急） （市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	<u>避難に時間を要する人（高齢の方、 障害のある方、乳幼児等）とその支援 者</u> は避難をしましょう。その他の人 は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等によ り、自らの <u>避難行動を確認</u> しましよ う。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）	これらは、住民が自主的に避難 行動をとるために参考とする情 報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）	

（国土交通省、気象庁、都道府県が発令）

出典：「内閣府 避難勧告等に関するガイドライン① 平成31年3月版」
警戒レベル1，2は気象庁が発表し、警戒レベル3，4，5は市町村が発令します。

- ◎大雨による主な被害：資料集11の「大雨による主な災害」参照
- ◎雨の量と想定される被害：資料集12の「雨の量と想定される被害」参照
- ◎風の強さと想定される被害：資料集13の「風の強さと想定される被害」参照
- ◎高潮による災害：資料集14の「高潮による災害」参照

第2編終わり

第3編 災害が発生したときの対応

第1 災害が発生したときの対応

1 災害が発生したときの安否確認

(1) 担当者は、最初に、担当者間でお互いの安否と被災状況を確認してください。

(2) 担当者は、速やかに本人の安否確認を行ってください（可能な限り48時間以内）。

ア 担当者間と本人や支援者（ケアマネ、地域の協力者等）との間で事前に安否確認方法の取り決めをしている場合

事前に取り決めた方法に従って安否を確認してください。

イ 安否確認方法を取り決める前に災害が発生してしまった場合

担当者間で速やかに実現可能な安否確認方法を確認し、実行してください。

ウ 48時間以内に安否確認できなかった場合

自治体、地域の団体、民生委員、事業者等から本人の安否や所在に関する情報収集を可能な限り行ってください。

(3) 担当者は、事務局（事務局が被災し機能停止している場合は、災害対応時に立ち上げる臨時の事務局）に、本人と担当者の状況を報告してください。

- ・ 本人の氏名と避難場所
- ・ 本人の心身の状態、医療施設への緊急搬送の必要性
- ・ 確認したのは誰か、確認方法と日時
- ・ 財産管理担当および身上保護担当者の安否と被災状況

第3編終わり

以上